

# 令和4年度第2回札幌市文化財保護審議会

日 時 令和4年9月14日(水) 15:00～

会 場 札幌市役所本庁舎 14階 3号会議室

## 次 第

1. 開 会

2. 議 事

I 札幌市の文化財保護制度の在り方について

II 清華亭の耐震改修工事について

3. 閉 会

## 1. 開 会

○事務局（宮村） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長、宮村が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、内山委員がオンラインでの参加という形になっております。今は接続されていない状況ですが、後ほど参加されると思いますので、一旦このまま続けさせていただきます。

それでは、本日使用する資料について確認させていただきます。

お手元の資料ですが、まず1枚ものの資料がございます。開催通知になります。それと、次第と委員名簿、また本日追加でお配りした資料が一式になっています。A3の札幌市の文化財保護の在り方、その次にA4の資料で調査物件候補（案）というもの。その次に、川崎市の地域文化財顕彰制度要綱というものがついています。

委員の皆様には事前に郵送いたしましたホチキス止めの資料、左上に札幌市文化財保護条例と記載のあるものと、表紙に令和4年度札幌市文化財保護審議会（第2回）と記載のあるものが1部ずつ入っていたと思います。

お手元にそろっているでしょうか。

それでは次に、審議会の成立についてです。

本日は、小澤委員、甲地委員、高瀬委員、富士田委員から欠席の御連絡をいただきお礼、委員10名中6名に御出席いただいております。

文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここから谷本会長に議事進行をお願いいたします。

○谷本会長 会長の谷本です。よろしくお願いいたします。

では、議事の進行を始めます。

スムーズに審議が図られますように、皆さんよろしくお願いいたします。

きょうは、傍聴の方がいらっしゃるということですので、お配りしております傍聴要領、これを遵守していただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○谷本会長 それでは、議事に入ります。

お手元のお配りされている次第に従い、まずI札幌市の文化財保護制度の在り方について説明をお願いします。

○事務局（宮村） 文化財係長の宮村です。

本日お配りしました資料で御説明いたします。A3の資料になります。

こちらの議題につきましては、今年度第1回の保護審議会でも議題とさせていただき、

御意見をいただいたところです。

今回は、前回よりも少し具体的な取組（案）を出させていただきます。

資料の1番、文化財を取り巻く社会情勢と札幌市の文化財保護制度における課題でございます。

近年、過疎化や少子高齢化の影響による担い手の減少などから、文化財を次世代に継承していくことが困難となりました。指定等を受けていない文化財が、その価値が見出されないまま失われる事態への対策として、これまでの指定等の制度に加え、指定等の有無や文化財保護法が定める文化財の分野にかかわらず、地域の文化財同士のつながりや周辺環境までを総合的に把握し、様々な場面で生かし、保護していく枠組みである「歴史文化基本構想」が提唱されるようになりました。

平成30年度に文化財保護法が改正され、基本構想の考え方を継承した文化財の保存・活用に関する市町村の計画「文化財保存活用地域計画」が規定されたことにより、令和2年2月に「札幌市文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財の保存・活用の基本的な方針を示しました。

その地域計画の中では、文化財の定義を文化財保護法の定める文化財6類型による分類が困難なものも含め、法令による指定がなされているか否かにかかわらず、地域の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた資産とし、法の定義や指定・登録にかかわらず、文化財を広く捉えております。

イメージ図のほうを御覧いただきたいのですが、地域計画では、様々な資産を文化財と捉えておりますが、その中からフィルターをくぐって抽出されたものが指定や登録された文化財となっているとお考えください。

そのイメージ図の右になりますが、札幌市の文化財保護制度における課題といたしまして、一つ目として、市指定文化財の新規指定が停滞していること。現在指定の件数は、政令市では最も少ない状況となっております。

二つ目としましては、貴重な文化財が、その価値が見いだされないまま失われる可能性があることです。

これらの課題解決に向けましては、既存の制度を活用した文化財の保護、幅広い掘り起こし、経済的支援の確立が必要になると考えております。

次の2 札幌市の文化財保護制度における課題に対する取組状況です。

令和2年度から、政令市や道内各市などへ物件の把握方法や詳細な価値評価基準の有無、また、そのメリット・デメリット、指定基準や指定プロセスにおける北海道ならではの特徴の有無、民間所有者が市指定文化財となるメリットの調査を行いました。

幅広い文化財の掘り起こしの取組としましては、文化財データベースを作成し、郷土資料など未指定等も含めて、幅広く文化財に関する情報をインターネットに公開して発信しています。

また、地域計画を実行するための推進協議会を立ち上げまして、その中でワークショップ

プや関連文化財群とストーリーを設定して、パンフレットを作成しPR等を行っていることはこれまでも保護審議会の中で報告してきたところです。

これまでの取組状況を踏まえ、文化財の保存・活用をさらに推進するための取組を行うこととしております。

右上の3、文化財の保存・活用をさらに推進するための取組（案）でございます。

まず、定期的な物件把握として、一つ目に、既存資料からの物件把握を行います。

先ほど説明の文化財保存活用地域計画を策定する際に文化財リストというものを作成しておりますが、このうち「さっぽろふるさと文化百選」など、他の制度により既に価値が評価されている物件の抽出です。

二つ目には、追加調査による物件把握で、現在ある文化財リストは、計画策定時点での内容となっているため、公募も含めて追加の調査を行っていきます。

これらの把握した物件につきましては、2030年のオリンピック・パラリンピックの招致に向けた動きの中で、再開発などにより建物が失われてしまう可能性もあることから、まず有形の文化財を優先して、有識者や専門家による価値評価を行いたいと考えております。

その価値評価の結果、市指定文化財になり得るものと、そこまではいかないものに分け、市指定になるものについては所有者との調整を行い、指定に向けた手続きを進めます。

一方、市指定までにはいかないものにつきましては、国登録文化財としての可能性のあるものは登録に向けて所有者との調整を図ってまいります。

また、その登録までもいかないものに対しては、今回の説明のポイントでもありますがけれども、新たな枠組みとしまして、認定制度というものを創設しまして、指定や登録にはならないけれども、幅広く文化財を保護する気運を高めることで価値が見いだされないまま失われることを防ぎたいと考えております。

できれば、今年度中に制度化をしたいというふうに考えているところです。

真ん中の三角形は、その関係性をイメージしたものになります。

このような取組を進める中で、今後必要になってくる検討課題といたしましては、新たな認定制度の対象や選出方法など、具体的な内容と指定・登録・認定のその文化財となった場合の支援手法になります。例えば専門家との相談窓口の設置や広報の方法などが考えられます。この部分については、後ほど説明させていただきます。

その下は、参考といたしまして、文化財がどのような項目で評価されるのか、北海道の条例施行規則の一例として、建造物や構造物の場合になりますが、五つの観点で評価が行われ、指定につながっていきます。

仮に札幌市の指定物件で一番近い観点で当てはめてみますと、表のとおりとなっております。

A3の資料の説明は、以上となります。

次に、1枚めくっていただきますと、調査物件候補（案）という表が出てきます。

これは、先ほど説明したA3の資料にもありましたが、既存の資料からの物件把握に関するものです。

このリストは、文化財保存活用地域計画における文化財リスト、全部で2,309件ございますが、これをベースとして、指定・登録を受けていない文化財のうち、「さっぽろふるさと文化百選」「札幌景観資産」「北海道遺産」に登録されている文化財を抽出すると158件ございます。そのうち複数で価値が認められているものが8物件ございました。この8物件が次の指定や登録に近い文化財になるのではと考えられることから、まず、この8物件について、分析や評価を進めたいと考えているところです。この調査を進めてよいかの御意見をいただきたいと思っております。

ただし、この全ての物件を一度に評価できるかにつきましては、予算等の都合もございますので、難しい場合は、年代の古い順に調査を進めたいと考えております。

その後ろにつきましては、各物件の特徴などを書いた個票をつけております。こちらは参考に後で御覧ください。

次に、先ほどのA3の資料にありました今後の検討事項についての御説明でございます。

まず、新たな枠組みとして、認定制度を考えていることは先ほど説明したとおりですが、その内容となります。

川崎市に顕彰制度がございまして、イメージに近いものであったことから、参考として川崎市地域文化財顕彰制度要綱の写しをつけております。

これは、平成29年12月に創設されたもので、第1条に記載があるとおり、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的としています。

第2条には、対象として、有形文化財や無形文化財など10の項目が規定されており、第3条には、候補の選出として、所有者等の同意を得た上で、市民団体や区役所、文化財審議会委員からの推薦が必要となっております。

第4条に、決定方法として、文化財審議会の意見を聞き、教育長が決定することとなっております。

第6条には、管理として、所有者・管理者等は、適切に管理し、保存・活用に努めること。現状変更等の際に、教育委員会に助言を求めることができる旨の規定がされております。

第11条には、顕彰としまして、広く市内外に周知し、情報発信を行うものであると規定されており、現在190件が顕彰されているものでございます。

札幌市においても、このような制度をつくりまして、市民を含めて文化財をみんなで守っていくという機運の醸成を高めたいと考えております。どのような内容がよろしいの

か、御意見を伺いたいと思っております。

次に、指定や登録、新たな認定文化財となった場合の支援手法についても御意見を伺いたいと考えております。

資料はございませんけれども、他都市の事例では、現状変更等の際に専門家と相談ができる仕組みや広報による支援などがありますが、ほかにはどのような支援策があるとよいのか、また必要とされているのか。今年度の第1回の審議会の際にも、経済的な支援の部分につきまして、少し御意見をいただきましたが、他にも何か御意見、アイデア等あれば、お伺いしたいと考えております。

私からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○谷本会長 御説明ありがとうございました。

では、本件についての御意見、御質問等伺いたいと思います。まず8件の調査物件候補、これが示されましたが、御説明では、これをまず初めにやってみるということですね。この8件について専門家へ調査などを依頼して、認定制度を具体的にどのように動かしていくか考えていくと、このような御説明でしたが、いかがでしょうか。この8件について、まずはここから始めてよいかどうかですね。先生方のお考えがあればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

神先生、お願いします。

○神委員 まず、8件の公募物件について調査をするということについては賛成いたします。

ただ、これを認定してしまったら、その先が続かないのではないかと。先程、新たな制度の話もあったんですけども、そもそもこのさっぽろふるさと文化百選というのは1988年につくっているのですね。その後、追加の指定とかしてないということですね。

それから、札幌景観資産については、古いというか、最近のものは新たな指定されておられませんね。

○谷本会長 してないんじゃないですか。

○神委員 追加指定は。

○谷本会長 リストを見ますと、追加はしていなくて、むしろ少し減ってきている。

○神委員 そうですよ。それで、これについてはもう制定しっ放しでいいのか。新たな制度の前に、まず景観資産とか文化百選の追加指定みたいなことも検討されていないのかどうかということをお聞きしたいのですよね。

○谷本会長 分かりました。さっぽろふるさと文化百選、それから景観資産についてですけども、いかがでしょうか。

○事務局（宮村） まず、さっぽろふるさと文化百選につきましては、昭和63年に札幌市創建120周年というものを記念して、北国の生活の息吹きと開拓の苦労を伝える身近な文化遺産を再発見するという目的で100件選定したものでございます。当時の記念事業として行ったものになっておりますので、その後、追加はしていません。

また、景観資産のほうは、最近も指定されています。今現在三十数件から、重要文化財になったりしたことで、解除された物件も確かにありますが、継承されているものになります。

○**神委員** ふるさと文化百選は記念事業でやったものだという事は理解できるのですが、ただ、この制度は非常にいい制度なので普及していますよね。市民にも結構浸透している制度なので、これ自体をもっと件数を増やして行って、交付のすそ野を広げていくというようなことをしてはどうか。新たな認定制度もいいのですが、その前にまずこの既存の制度を充実させたほうがいい。もう市民に浸透して、ある程度知名度があるので、この制度自体をもっとブラッシュアップですね。中身をもっと見直すというか、追加選定等を考えてはいかがでしょうか。今思いつきでございますけれども、御意見させていただきます。

○**谷本会長** ありがとうございます。

つまりこれから認定をしていくに当たっての基準ですね。神先生が今おっしゃったのは、昭和63年の段階での選定で止まっていて、現代的な課題からの評価というものもあり得るのではないかと、このようなことですね。認定のための候補物件を考えるときに、これだけを絶対基準にするというのでは恐らくないのではないかなと思います。歴史であったり、こうした建物の評価基準というのは日進月歩で、どこが評価されるか、歴史的な価値だったり、その価値基準は変わっていくものだと思いますので。

○**神委員** ちょっと付け加えさせていただくと、北海道遺産2001年に最初から選定いたしましたして、今20年たったということで、今追加選定募集中です。今4次まで来ているのですが、何か節目節目に北海道150年、命名150年の節目にもまた第3回の追加選定をし、今回は20周年を記念した追加選定をしています。何か北海道遺産全体をアピールする機会にもなりますので、北海道遺産はそういう形で順次増やしてまいります。既存の百選等についても増やすことを考えてはどうかと考えております。

以上です。

○**谷本会長** 分かりました。ありがとうございます。

貴重な御意見だったと思います。

ほかに、どうぞ自由に御意見をいただければと思います。

今井先生、お願いします。

○**今井委員** この8物件というのは、基本的には新たな認定制度というのでしょうか。この候補にということ。

○**事務局（宮村）** こちらは、あくまで市指定でしたり、国登録につながっていく可能性が高いものとして調査したいということになります。

○**今井委員** それで、先ほどから資料でもメリット・デメリットの話が出ていて、メリットの説明も専門家によるアドバイスとか、候補ですか、そういうふうなメリットはありましたけれども、さらに、デメリットという言い方がいいかどうか分かりませんが、

当然所有者がいらっしゃるので、そういう部分もちょっと、本当にいい面と、行政の視点から立てば、当然文化財の保存という部分は当然いいことなのですが、所有者の立場に立って、その辺もよく理解していただく部分をちょっと整理していただきたいなと思いました。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○今井委員 そのときに、この8物件ちょっと資料を見させていただいたのですが、これで進めていただければなというふうに思いました。ありがとうございます。

○谷本会長 照井先生、お願いします。

○照井委員 8物件を進めていただくのはいいと思います。ここに調査・分析を進めるといふふうには書いてあるのですが、評価・分析ですね。前回の審議会でも評価基準、市指定の文化財としての評価基準を設けるか設けないかということに関しては、議題には上がっていましたが、どうしようかということがあろうかと思えます。

これをやるときに、少しそこも念頭に入れて、評価基準をどうするのかということも併せて実施をしてみて検討をしてみるというようなことを行ってはいかがでしょうか。その上で、評価基準をどうするのかということを検討してみるという方法もあるのかなというふうに思えます。

それから、札幌市文化財認定制度の創設のほうなのですが、先ほどあった札幌市の景観指定のところですね。同じものが選定されていることもあろうかと思えますので、景観のほうとも連動して、双方がうまく相乗効果を持って市民に発信できたらいいと思うのですね。

それから、やっぱり文化的な啓蒙を高めるようなことになるような、連携を考えた上でそれぞれの位置づけというのを明確にする必要があるのかなというふうに思ったりしていました。

以上です。

○谷本会長 8件については、まずこれから始めるということについては異議はないということですね。

○照井委員 はい。

○谷本会長 分かりました。ありがとうございます。

田山先生、いかがでしょうか。

○田山委員 いいです。特にありません。

○谷本会長 分かりました。

リモートでご参加の内山先生はいかがでしょう。この8件をまず手始めに進めていくということに関して。

○内山委員 済みません、あまり聞こえてないというか、なかなか声が聞こえてなかったです。

○谷本会長 聞こえづらかったですか、大変失礼いたしました。



調査物件候補のペーパーというのはいかがでしょうか、先生のお手元に。

○内山委員 調査物件候補、8候補。

○谷本会長 8件ですね。

○内山委員 はい。

○谷本会長 それをまず初めに指定に向けて調査を進めていくという提案が事務局からあったのですが、これについては何か御異議等ございますでしょうか。

○内山委員 いえ、特に異論はありません。

○谷本会長 分かりました。恐縮です、ありがとうございます。

では、まず最初に8件から進めていって、指定に向けてということですよ。先ほど私、認定というふうに申し上げてしまいましたが、指定に向けて進めていくということでお進めいただければと思います。

それから、続いて、今少し神先生のほうからも御意見がありましたけれども、この文化財認定制度の内容について、具体的に川崎の事例を挙げて御説明をいただきました。札幌で認定制度をこれから定めていくと、こういうことですがけれども、この川崎の例と比べて、何か対象とか選定方法なんかについて、札幌はこのようにしたほうがいいんじゃないかというような御意見などもしありましたら、いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

照井先生、お願いします。

○照井委員 まずは、地域文化財の決定は、これは川崎市のほうは多分教育委員会のほうでやっているから教育長になっていて、札幌市の場合はここの文化局になるので、これ市長になるのでしょうか。管轄するところは大きく違ってくるのかなということと、要綱自体が川崎市の場合は、一通り有形無形、いろんな文化財のことが書かれているので、札幌市も今手始めに、今回の札幌市の文化財の在り方としてはまずは有形からという話なのでしょうけれども、ほかの無形文化財等も、足並みそろえてというのは難しいでしょうけれども、スケジュールをちゃんとつくって、それで足並みをそろえられるようなビジョンはちょっとあったほうがいいのかというふうに思いました。

それは、先ほどの価値評価の基準をつくる時に、やっぱり先行して建造物ということになりそうな感じなのですけれども、でも、それを決める時に、他の文化財に関しても少し念頭に入れて、全体を見渡した上の中の基準の在り方というか、そういうような観点が必要かなと思いますので、そちらも順次進めていただけるといいのかなというふうに思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

いろいろな御意見をいただきましたので、事務局サイドでのご検討をよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

神先生、お願いします。

○神委員 ちょっと先ほどの意見と重複する部分があるのですが、文化財リストの2,309件と、さっぽろふるさと文化百選、既存のですね、景観の指定を受けているもの。それについては、この認定文化財の中にもう組み込まれていくというお考えなのか、それとも、また新たに全く別な制度で、全く新たな評価基準で今言った三つのリストの中からこちらに移行するものと移行しないものと振り分けをして、またさらにこれまでなかったものを新たに追加指定していくという考えなのか、この辺がちょっと整理の仕方を教えてください。

○谷本会長 分かりました。

では、今御質問がありましたので、事務局からお返事をお願いします。

○事務局（宮村） こちらについては、まず指定、もしくは登録に近い物件であろうということでの調査になりますので、まずそういった調査をした上で、指定になるものは、当然指定に向けた動きをしたいと考えておりますし、指定まではいかないということになれば、登録ということが考えられます。

そこまでも行かないものにつきましては、新たな認定制度、この認定制度もまだ具体的になっておりませんが、例えば川崎市は、他薦という形での募集の方法、いわゆる公募になっておりますので、仮に公募の方法を取らない場合は認定にもなっていないこととなります。一方では、文化財保護審議会の委員の推選というのも規定にございましたので、札幌市が文化財保護審議会のメンバーが推薦するという規定をつくるかどうかはまた別なわけですが、仮にそういった規定をつくるとすれば、こういったものを認定に推薦していくということは十分に考えられるものです。

○谷本会長 神先生、いかがでしょうか。

○神委員 先ほどのリストにあるものと、ふるさと文化百選と景観資産、三つの指定されたものと、この認定制度との関係がちょっとよく分かりません。

○事務局（宮村） 直接はリンクしているものではないのですが、ふるさと文化百選ですとか、そういったもので評価されたものを、あくまでこちらとして機械的にリストアップしているものになっております。

○神委員 重複して認定もあり得るということですね。

○事務局（宮村） そうですね、もちろん考えられるところではございます。

○谷本会長 例えば文化百選が、すなわち認定にスライドするというわけでないということなのですね。

○事務局（宮村） そうです。

○神委員 新たに認定をするということなのですね。

○事務局（宮村） そうです。それも今後の制度の作り方だと思うのですが、例えば文化百選は自然と認定制度に移行するとか、そういった考え方ももちろんアイデアとしては、ゼロではないと思います。

○神委員 選定の基準が全く違うということですか。

○事務局（宮村）　そうです。

○谷本会長　新たに認定は認定としてやるということですね。

○事務局（宮村）　そうです。

○神委員　移行するわけではない。

○事務局（宮村）　直接移行するということは今のところは考えていません。

○事務局（森）　一点、この文化財リストは、過去にリストとして作成したもので、そこから、今回たまたまふるさと文化百選など複数の制度で選ばれているので、指定候補として近いのではないかとということで、まずその8件を挙げております。それ以外の部分も当然、例えば登録になるかもしれない、もしくは新たな創設した認定制度の候補になるかもしれないということですので、自動的にまずは制度を移行するとかということではなくて、一旦リストから今回機械的に抽出させていただいたということなのです。

○谷本会長　よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに何か御質問等ございましたら。

今回の8件は、先ほど照井先生が御指摘になったように、例えば川崎の例で言えば、第2条（1）有形文化財の中の建造物のみですね。ですから、8件偏りがあると言えば偏りがあるわけです。なぜ偏りがあるかと言えば、これまでのまさに文化百選とか景観資産とかの基準が建造物に偏っていたということだと思うのですね。ですから、先ほど神先生のおっしゃった、これから新しく選定基準を考えていくというご意見に関連していうならば、ここにあるように例えば有形文化財であれば、絵画、彫刻、工芸品等々も含めて総合的に札幌市の文化財として価値があるものを対象に考えていく、これが恐らく求められるのだらうというふうに考えます。

これは、私の個人的な印象です。

○事務局（宮村）　そういったことにつきましては、不公平感のないような形でできるだけ進めていきたいなと思います。ありがとうございます。

○照井委員　それを発信するときに、個別の一個一個ということではなくて、やっぱりストーリーを持って発信をしたほうがいろいろ伝わりやすいこともあると思うのですよね。例えば建物のことを発信するときに古文書が一緒だったりとかですね。そういうような何かいろいろなストーリーが一緒に発信できるような、そんなようなことができるようになるというかなというふうに思います。

○谷本会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○今井委員　今検討されている認定制度の創設なのですけれども、今後のスケジュールとしては、どのようなめどでこれを固めていくとか検討していくという、何か一応ゴール地点なんかお持ちでしょうか。

○事務局（宮村）　検討状況にもよるのですが、できれば年度内にはこの認定というもの

を制度化し、来年度から公募もできればいいと考えているところです。ただ、検討状況にもよりますので、おおむねのスケジュール感はそういった想定をしております。

○今井委員 ありがとうございます。

○照井委員 結構スケジュールは急ピッチな感じだと思うので、その認定制度の評価基準をどうするのかというのは非常に重要に思います。それがいろんな分野に関わりますよね。そこを国の登録だったりとか、市指定だったりとか、それとはまた違う認定だということをどういうふうに表現していくのかとかですね。少し何か分野にまたがって検討がなかなかちょっと大変なのかなというふうに思っておりますので、そのスケジュール感の中で大変だとは思うのですけれども、まずはそこを検討いただければと思います。

○谷本会長 お願いします。田山先生。

○田山委員 これは、可能な範囲でということになると思うのですけれども、今のお話の流れを聞いていますと、これどうやって認定するかというときの、認定に至るまでの資料の集め方、資料というかデータをどう集めてどういうふうに検討するのかというのが話題になっているような気がするのです。今までのように「さっぽろふるさと百選」の中から選ぶというのではなくて、独自の何か資料収集についての方法も一緒に考えておかないと、過去に出たものを頼りに、その中から選びましたというのではなく、それは基準とも関わるのですけれども、公募だけに頼らない、何か広く資料を集めることを考える必要があります。どういうふうにするかというのは、いろいろなことがあって難しいとは思いますが。分析するための、つまり選び出すための資料をどういうふうに整理していくとか、データをどのように収集するか、そういうことは考慮しておかないとならないと思って話を聞いていました。

○谷本会長 ありがとうございます。

大変重要な御意見だと思いますので、事務局サイドでは、検討していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ、前回の審議会でも議論になりましたが、指定された物件、登録された物件、また、これから今度は認定というのが加わりますが、これも対象になる文化財の支援方法、市としてのということになると思うのですけれども、例えばこのA3のペーパーには、専門家との相談窓口の設置、あるいは広報の方法などが支援方法として挙げられていますけれども、今回8件はすべて建造物ということではありますが、何か今、専門家との窓口、あるいは市として広報していく、これ以外の支援の在り方といいたいまいしょうか、こういう支援があったほうがいいのではないかなというような御意見がありましたら、ぜひこの機会に御審議いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

神先生、お願いします。

○神委員 これは相当ハードルが高いのでしょうかけれども、相続税の減免とか固定資産税

の減免とか、直接所有者の費用負担を軽減されるような優遇制度があれば、非常に指定されるメリットというのは大きいと思うのですけれども、そういうのも考えられないかなと思います。

○谷本会長 なるほどですね。こういう御意見がございます。財政的に何か支援ができるかどうかということでございました。

ほかには何か、いかがでしょうか。

○神委員 あともう一つ。前にも意見が出たかもしれないのですけれども、この指定を受けた資産を活用して収益を出しているような施設はいいのですけれども、収益出せない施設というのは、何か経済的な負担が重なっていきます。それら施設を利活用するマッチングみたいな、喫茶店を開いたらいいのではないかとか、引き継いで経営したい人を募るなどするといいですね。そこに改修費の助成をすとか、何かその利活用のためのパッケージで何か支援できると、指定を受けやすくなるのでないかなというふうに思います。

○谷本会長 これもかなり具体的な御意見がありました。事務局から何かありますか。

○事務局（宮村） その話につきましては、第1回の保護審議会で先生のほうから御意見頂戴しておりまして、私のほうでもそのあたりは認識しているところでございました。ありがとうございます。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。

田山先生、お願いします。

○田山委員 支援方法の中に、広報による方法など書いてあるのですが、今既に行われていることですが、こういった指定された文化財などが広く活用されるようになるといいですね。例えば学校教育というか、子供たちにも伝わるような教育と連携したような広報の仕方というのはあると思います。札幌市の職員になられた方は、研修で札幌市の文化財を訪れたりすることがあるようですが、そういったこともいい方法だと思います。学校教育の中にもうちょっと関わることが出来ると思っておりまして。先生方の研修会が、コロナの前には小学校、中学校の先生方が各文化財施設を勉強する研修会があったのですけれども、コロナですっかり途絶えてしまいました。復活したかどうか分からないのですけれども、来年度以降、先生方の研修、あるいは会社の研修などがあるといいですね。指定された文化財の紹介を兼ねて、そういうところと連携できるといいかなと思っておりまして。

○谷本会長 ありがとうございます。

学校教育との連携ということで、これまでも幾つか議論がされてきたと思いますので、事務局には御参考としていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

照井先生、お願いいたします。

○照井委員 先ほど今井委員からもありましてとおり、建物の所有者のことを少し考えていただけるかということの中で、所有者に対しての支援の在り方に関してなのですが、具

体的に先ほどの相続の問題とか、今所有して持つておられる方の問題点というのを具体的に抽出し、何が問題なのかということ把握して、それに何か対応できるような方法を考えていくというようなやり方もあろうかと思えます。

そういうことは、いろいろ携わっていらっしゃる方々が、ネットワークでありますので、そこに尋ねたりとか、そんなことを活用しながら、まずは維持していくために何が問題なのかということ把握して、それに対して有効な方策を考えていくのをお願いできればと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

所有者へのケアといたしましょうか、支援ですね。

○照井委員 それがないと無理ですね。所有者がいないと壊されることになりますから。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。

内山先生、先ほど文化財認定制度のことについて伺いそびれてしまったのですが、文化財への支援方法であったり、文化財認定制度の在り方について、何か御意見等ございますでしょうか。

○内山委員 済みません、ここもあまり聞こえなかった部分も多かったので申し訳ありません。議論を踏まえてという感じにならなかったのですが、最後に先ほどの意見のように、確かに個人所有のものが多くと思いますので、やはりなかなか維持し切れなくて、全国でもいろんな文化財に当たるようなものが手放されてしまったりというのは問題になっていると思うので、最後の意見に非常に強く賛同したというか、どういう問題で今後維持ができるのかというようなところは、早めにとりかかるとか、調査をしていったほうがいいのかなど。そうしないと、やはりいいものもどんどん手放されて取り壊されたりということが起きるのかなというふうには感じた次第です。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。事務局には御参考にしていただければと思います。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ちょっと司会の不手際で少し時間を長く取ってしまった感があって申し訳ございません。

文化財保護制度の在り方については、もうよろしゅうございますでしょうかね。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 では、引き続き、次第の二つ目、Ⅱの清華亭の耐震改修工事等について、これについての議事に入っていこうと思います。

事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局（澁谷） 清華亭の耐震改修工事等について、施設担当係長澁谷から説明させていただきます。

清華亭の耐震改修工事について、事前に郵送しておりましたホチキス止めの資料のほうを御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、横向きの資料で、【その1】清華亭耐震・保全改修方針とございます。今年度発注し、現在履行期間中でございます実施設計の業務について、改修方法の方向性が見えてきたところなので、経過報告をさせていただいて、御意見、御助言いただければと思います。

本日の主な説明事項は、1ページ目に記載の(1)から(4)の部分です。

(1)で、補強方法の詳細をさらに項目分けしております、①から④、建物の状況、壁面補強、水平構面補強、煙突の補強。(2)が基礎の健全度及び土台交換、(3)が屋根及び内壁の修繕方針、(4)が施工記録の残し方(案)というふうになっております。

こちらを順番に説明させていただきます。

2ページ目ご覧いただきまして、改修方針を定めるに当たりまして、まず詳細な現地調査を行いました。過去の修復箇所について確認・整理したので、一覧をご覧ください。

資料は、昭和53年のところに赤い枠で示しております。昭和53年の復元修理工事における施工内容ですが、この工事では、基礎、土台、1階床廻り、外壁、屋根について取り替えや葺き替えが行われていることが確認されております。ほぼ当初の状態で保存されている部位は、柱と小屋組になります。その他の部分は、同種材料にて交換を行っております。

次ページ、3ページをご覧ください。

こちらは、平成26年の外部改修工事における施工内容を示しております。この改修工事では、北側、漢字の凹の字みたいな形で図面のほうに赤くくくっておりますが、この部分の外壁、建具、屋根の腐朽が激しい部分の修繕を行っております。

4ページを見ていただいて、外壁の状況を示しております。

解体調査を行ったところ、下見板の内側に発泡ポリエチレンシートを介して、厚さ28ミリの板が横張りされておりました。この厚板の奥には、厚板を留めるための間柱が45センチ間隔で入って入って、その間に風化した土塗壁と竹小舞が残されておりました。ちょうど写真は、白いポリエチレンシートを上をめくったような状態で写っております。

5ページを見ていただきまして、5ページと6ページの部分は、和室と洋室の内壁の状況です。

和室部分は、小幅板の上にモルタル、その上にじゅらく塗であることが分かりました。小幅板は建設当時のものと考えられまして、その上のモルタルとじゅらく塗は昭和53年改修時に施工されたと考えられます。

6ページ、洋室の内壁ですが、土壁、下地板、ラスボード、モルタル、プラスターで構成されていることが分かりました。土壁と下地板は建設当時のもので、ラスボード、モルタル、プラスターは昭和53年の改修時の施工と考えられます。

続いて、7ページ、根継部分を調査したところを示しております。

赤い丸で囲んだ3箇所の部分ですが、柱部分が根継されておりまして、溝型鋼と呼ばれるコの字型の断面の鋼材とボルトで留められています。根継というのは根っこを継ぐみたいなイメージで、何となくイメージつかんでいただけるかもしれませんが、柱の途中腐っている部分を一部外して、別の柱の材料で継いでいるという、そういう意味です。

これにより、土台交換時に柱の一部を修復していることが確認されております。今回の改修時も、北側の腐食しやすい場所などでは同様の対応が必要となる可能性があります。

以上が、詳細の調査で判明した主な建物の状況となっています。

次の8ページからは、詳細の補強方法となりますが、まず初めに、外壁の補強になります。外壁側は、厚さ28ミリの厚板を取り外した上で、構造用合板S R F耐震壁9ミリの厚さのものを取り付けて耐震補強を行います。この補強方法では、構造用合板の奥側に残る既存の土壁、土壁の厚さは約6センチもあるのですが、これをどのように扱うかが課題となります。

9ページに進んでいただいて、課題となる土壁の状況を示しているのですが、台所付近では風化が激しく、少量の土と小舞が残っている状態です。小舞は竹と葦が使われておりました。

和室の付近は、部分的に土が剥落して、小舞が剥き出しになってしまっています。この部分も小舞は竹と葦が使われていまして、竹が比較的多く使われていたということです。

下の写真の土壁の両端に、ちょっと白っぽい場所があるのがお分かりいただけるのですが、これは砂漆喰というものと思われれます。土壁の土というのは、乾燥収縮すると、柱との間に隙間ができてしまうので、収縮の小さな砂漆喰というものでチリ仕舞いしているものと考えられます。壁に隙間ができてしまうと断熱性が落ちてしまいますので、明治時代の新築時、こういった丁寧な施工がなされていたことが見えてきます。

このように風化した土壁を保存するためには、部分補修ではなくて、全面的にやり直す必要があるのではないかとということから検討を始めました。

前回の審議会では、実施設計の指導業務を第三者に発注して、専門家の御指導を受けながら設計を進めるということについて、委員の皆様から御賛同いただいたかと思うのですが、その後N P O法人歴史的地域資産研究機構に業務を委託しまして、同法人の角幸博北大名誉教授の指導を現在受けております。

この土壁の補修について指導を受けたところ、全面復旧以外の考え方が示されましたので、次の10ページのところで説明いたします。

既存土壁の在り方（どの状態で残すか）というところですが、まずは、部分補修と全面復旧、それぞれの懸念事項を右側にまとめております。

部分補修する場合は、風化した土が床下の砂と混ざってしまって、回収不可能となっているので、大半を代用の土で賄うことになるのですが、その結果、当初の材料を保存するという観点からは離れてしまいます。また、全面復旧する場合は、土壁の風化状況によっ



では、小舞から作成する必要があるのですけれども、その場合、壁の片面からの補修が不可能なので、内壁も剥がしてから、内側と外側両方から作成する必要がありまして、費用も平米当たりおよそ30万以上というふうに左官屋さんから見積もりが示されました。

さらに、施工時の懸念とありますが、高額な費用をかけて復旧したとしても、その後、土側の上に構造用合板をさらに釘打ちしますので、振動によってせっかく復旧した土壁が剥落してしまうという懸念が残ります。これらを踏まえまして、角教授から示された方法を記載しておりますが、既存の土壁は復旧・補修せず、材として保存する。ポリカーボネート板、透明の板ですね。ポリカーボネート板等で挟み、土壁が崩れても残るような方法を検討してはどうかという御指導をいただきました。

角教授によると、平成27年に耐震改修を終えた豊平館では、壁の耐震補強に当たってやむを得ず土壁を撤去した部分もあったそうです。多額の費用をかけて無理な復旧をしたり、逆に撤去してしまったりするのではなくて、あるものをそれ以上失わないようにして残すということに重点を置いた今回の指導内容は、有効なのではないかと考えております。

通気性ですとか、おさまりなど、クリアすべき問題はまだあるのですけれども、この方向で詳細な検討を進めていきたいと考えておりますので、特にその部分について委員の皆様から御意見をいただけるとありがたいです。

次に、11ページ、水平構面の補強についてです。

こちら天井補強図とありますが、上空から屋根を見下ろしている状態の図となっております。

補強の必要範囲を示していきまして、赤線のバツテン印が複数見えていると思うのですが、梁間に丸鋼の水平ブレースを取り付けることによって、水平構面の剛性を向上させるものです。

緑色のべた塗りの部分は洋室でして、天井面を示していますが、構造用合板を屋根裏部屋に貼ることで剛性を向上させます。

補強工法の選定に際しては、文化財を最小限の解体にとどめるという観点から、屋根裏のある洋室と屋根裏のないほかの箇所では採用方法が異なってきます。

屋根裏のある洋室では、屋根裏の床板を剥がして、根太を再利用して、構造用合板を貼ることが可能となるため、構造用合板の採用が最も最小限の解体となります。

水平ブレースを取り付けようとする、天井を一度解体し、屋根裏の床を解体して、根太を撤去するというような造作が必要となります。一方、屋根裏のない箇所では梁と梁の間に直接補強ができるため、解体作業を伴わない補強方法になっております。

次の12ページ、こちらでは写真で施工方法のイメージを示しております。上の2枚が

洋室の上部、屋根裏部屋の状況です。下の4枚は、洋室以外の天井に施す水平ブレースのイメージですが、天井裏での作業に必要な出入口を設けるために、必要最小限の解体を行います。水平ブレースは、天井内に隠れているため、室内からは見えなくなりますが、以前もお話ししたとおり、警備員室だけは天井が張られていないので露出してしまいます。これについて、文化財にマッチするような意匠に配慮した仕様のものを検討するということも考えられたので、その点、角教授の指導を仰ぎました。

指導内容としては、ブレースが目立たないよう、艶消しの黒で塗装することで十分ではないかと。後から付けたものは、むしろ後付けであるということが分かるようになっていようが文化財としては望ましいとのことでした。よって、右下の実例の写真にあるような一般的なブレース材とする方針で考えております。

普段、お客様が立ち入らないエリアではありますが、ブレースが天井表しになる部分でするので、これについても特に御意見をいただければと思います。

次に13ページに移りまして、煙突の補強についてです。

前回の審議会では詳細な資料がなかったのですけれども、御質問をいただいておりますので、補強方法を御説明いたします。

地震時に煙突が倒壊しないよう、煙突内に鉄筋を挿入し、コンクリートで埋めて補強します。また、小屋裏の煙突基礎部には、煙突の周りを鉄骨の骨組みで補強して、煙突の水平力を構造用合板に伝達させて、煙突の細長い構造の転倒を防止します。

次に、14ページの基礎の健全度及び土台交換についてです。

こちらについても昨年度の審議会で、不同沈下やシロアリ被害に関する御助言をいただきましたので、検討結果を説明いたします。

まず、基礎のコンクリートの圧縮強度試験及び不同沈下測定を行った結果、基礎の健全度が確保されていることと、建物全体が一方向に傾斜しているというような傾向は見られないことから、有害な不同沈下は生じていないことを確認できました。

次に15ページ、土台についてですが、化粧土台が全体的に腐朽しておりました。

構造土台のほうは、玄関付近において腐朽が認められましたが、それ以外は健全でした。

16ページの赤線で示した範囲、こちらが化粧土台の奥の構造土台の腐朽が進んでいると思われる箇所です。この範囲の材料を新しくする予定でして、全ての土台が腐朽しているわけではないと考えられます。

続いて17ページに進んでいただいて、【現状】と書いてある部分ですけれども、土台の腐朽原因を記載しておりますが、屋根の谷部の直下で、冬期間に堆雪が多くなると思われる範囲で腐朽がかなり進んでおります。断面欠損を生じているのはそのせいだと考えら

れます。

当該部分の土台交換は、交換する範囲でジャッキアップを行いまして、土台と柱のほぞを切断して、交換を行った後は、金物で接続部を補強します。

新築当初、土台はセンノキで作られていたのですが、昭和53年の工事ではエゾマツの土台に取り替えてあることが確認されています。土台の交換に当たって、樹種選定の考え方についても、角教授の指導を仰ぎまして助言をいただきました。木造建築の土台に使用される耐朽性、耐蟻性の高い樹種というのは、ヒノキ、クリ、ヒバ、ツガが一般的なのですが、新築当時にセンノキ、昭和53年改修時にはえぞ松としたのは、当時の入手のしやすさゆえだったのではないかということでした。従いまして、文化財として長く保存・活用していくためには、土台の樹種として、一般的に推奨されるヒノキ等を採用する方針を考えておりますが、この件についてもそれで差し支えないか御意見をいただければと思っております。

なお、清華亭の腐朽している土台の状況から、シロアリ等によるものではないと判断しておりまして、特段の蟻害対策は行わない方向で考えております。

18ページに行きまして、屋根に関しては、昭和53年の改修時から年数が経過していきまして、部分的に漏水が発生したり、塗装の剥がれ、変形が見られるので、全面張替を行います。

野地板はそのままとしまして、ルーフィングとガルバリウム鋼板一文字葺を施工します。

19ページ、内壁につきましては、経年劣化による塗装の剥がれ、ひび割れ、雨漏り、しみが認められるので、現状の材料及び工法にて復旧します。

最後の20ページですが、今回の耐震・保全改修工事の概要や工事の記録などを確実に伝える資料として、国指定重要文化財を保存修理する際に刊行される工事報告書を参考にした書類を作成する方針で考えております。

写真に表紙が載っていますけれども、本書は、建物の概要、各部の調査、修理方法の検討及び施工内容などを掲載するものになっております。

長くなりましたが、【その1】の清華亭耐震・保全改修工事の説明については、以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

今、清華亭耐震・保全改修の方針について御説明いただきました。

御説明の中で、特に議論してほしいというのが3点ほどありましたので、その3点について皆さんからの御意見等いただいた上で、全体的な議論を進めたいと思います。

まず、このお配りされたペーパーの9ページ、10ページ、この資料をいただいたNP

○法人歴史的地域資産研究機構の代表理事の角先生からのアドバイスでの土壁の残し方ですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 土壁を、10ページの赤で囲んでいるように、既存の土壁自体を復旧・補修するのではなくて、材として保存する。これをこの図にあるように、ポリカーボネート板等で挟んで補強・保存をする方針で補修・修理をするという御提案ですけれども、これについていかがでしょうか。

照井先生、お願いします。

○照井委員 基本的にはいいと思うのですが、いいと思うというのは、先ほど御説明があったとおり、現況をできるだけ残すというのが基本方針ですので、それにかなっていることなのかなということですが、方法としていいかなというふうに思うところです。

一方で、費用が1平米当たり30万と御説明がありましたけれども、真壁のところ、どこか1カ所でも今の竹小木舞の土壁、もしくは漆喰壁というものを、1カ所でも再現できるようなところがあればいいかなと思っているのはですね、古い建物を直していくためには技術が伝承されなければだめなのですよね。そうすると、特にこの湿式工事というんですが、左官の工事というのは、現代においては物すごく数が減ってきています。それから、伝統的な工法というのは、もそもそ北海道では非常に少ない状態です、そのような伝統的工法ができる、本州にはやっぱり古い建物がいっぱいありますので、それを直す機会があるのですが、北海道は非常に稀なところになります。そうすると、そんな機会がどんどん減っておりまして、伝統技法を伝承できる人の数もかなり減ってきています。だから、そんなことがこれだけで何とかできるということではないのですが、何かそういうようなところも少し考えていただいて、少しでも何か技術を継承できるようなことというの、取り組みとしてできればいいのかなというふうに思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

今、貴重な御意見がありましたので、事務局ではご検討いただければと思います。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 ほかにいかがでしょうか。土壁の補修について。

お願いします。

○事務局（澁谷） 補足しますと、角先生もこのポリカーボネートで押さえる技法は初めての試みとおっしゃっていました。

○谷本会長 初めてやるということですね。

これは一般的ではないということですか、本州等も含めて。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 なるほどですね。そうですか、分かりました。

角先生の御指導は、最後まで受けられるということですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 記録にしっかり残すということなのですね。うまくいくといいですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 土壁については、つまりこれは野心的な試みだということのようですね。

よろしゅうございますかね。

ぜひ文化財保全の観点でうまく進めていただきたいと思います。

それから二つ目ですね。12ページのところの天井の筋交いというのですかね、水平ブレースの施工方。一部に関しては、天井で隠れないで、一般の観覧者の目にも触れるような部分もある。でも、なるべく色を配慮して工事を行いたい、このような方針、御提案でしたけれども、これについていかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、そのような形でお進めください。

それから、17ページを御覧いただいて、これは土台の樹種ですね。これも角先生の御指導で、現在はえぞ松を使っている。明治の初めのころはセンノキだった。今回はヒノキを使いたい。「ヒノキなど」って書いています。ヒノキかどうかはまだ分からないのですね。

○事務局（澁谷） そうですね、ヒノキ、ヒバ、ツガ、クリという選択肢があるのですけれども。

○谷本会長 入手しやすく、耐朽性が高い材を選びたいということですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 これについては、いかがでしょうか。

内山先生もどうぞ御意見があれば、リモート上からご発言ください。いかがでございましょうか。

これは専門家の御判断にお任せするというところでよろしいでしょうかね。

お願いします、照井先生。

○照井委員 大体それでいいと思うのですが、最後の報告書もちゃんと作成していただけるということで、すごく丁寧な御説明いただいて、なぜヒノキに今回したのかという検討経緯を必ず報告書のほうに記載しておいていただくと、それが必ず後世の人が、こういう考えでこういうふうにしたんだということが分かるというのかなというふうに思いました。

○谷本会長 報告書に記載するという事は、重要ですよ。先ほどの土壁の補修のところも同じですね。

今回どのような判断で、こういう工法で保存をしたかと、これはぜひ、まさに記録に残して、うまくいけばほかの地域の事例の参考にもなるでしょうし、うまくいかなければうまくいかなかったで、これも重要な参考になるはずですので、ぜひ記録には残していただきたい。

○内山委員 すみません、一つよろしいですか。

○谷本会長 内山先生、お願いします。

○内山委員 私、専門外なのですけれども、このヒノキとクリとかツガというものを耐朽性とか考えて使うというのはもちろん賛成ですが、質問として、シロアリの害のデメリットのことです。樹種を変えるということは、そんなに大きな問題にはならないのでしょうか。今回はシロアリの被害がなかったということですが、でもクリはどうなのでしょう。シロアリの害というのは、一度影響すると凄いことになりますね。この辺は樹種変えても大丈夫なのでしょうか。

○事務局（澁谷） 御指摘ありがとうございます。

それについては、現代での木造建築の土台に使う樹種として、ヒノキ、クリ、ヒバ、ツガが適材適所といえますか、最も望ましいものとして一般的に流通している樹種になりますので、耐朽性、耐蟻性に関しても、この4種類はほかに比べて向上できるという考えのもと選びます。

○内山委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。耐蟻性も考えての選定ということですね。

○事務局（澁谷） はい。

○谷本会長 今、御議論いただいた3点、これはそのような形で進めていただければと思います。

ほかに、耐震改修工事の方針について、何か御意見、御質問等あれば、いただければと思います。よろしゅうございますか。

では、続けて【その2】のほうに進めていただきたいと思います。

○事務局（澁谷） それでは、続きまして、21ページのほうに進んでいただきまして、【その2】清華亭展示物ほか計画検討及び実施設計業務の経過報告について説明いたします。

清華亭は、令和5年から6年度にかけて休館しまして、耐震・保全改修工事や展示物の更新作業を実施する予定でございまして、令和7年度には一般公開を再開する運びとなっております。

展示物のほとんどが昭和53年の建物の改修のタイミングに整備されたもので、劣化も見られるため、閉館の機会を捉えて見直しを行うことを目的として、今年度展示物の検討

と実施設計業務を委託しております。本日は、その検討業務の経過報告という形になりますが、主な説明内容としましては、資料の21ページに記載しております(1)現況評価を踏まえた展示物の改善、それと(2)新たな展示物の追加、これらについて資料に沿って説明させていただきますので、率直な御意見をいただければと思います。

資料を説明する前に、画面の写真をご覧ください。

こちらは、結婚式の前撮りの撮影場所として清華亭を頻繁に御利用いただいている事業者様から参考に御提供いただいたものです。今回の展示見直しの方向性を考えるに当たって、検討材料の一つとして、昨年度こちらの事業者様にヒアリングを行いました。

記念撮影に利用される文化財建造物としては、豊平館や旧永山邸などもある中、清華亭を多く利用いただいている理由をお聞きしたところ、立地のよさですとか、カフェなどの営業がないため、他の利用者の目を気にすることなく、貸し切りのような雰囲気での撮影できること、また、無料であることも魅力の一つということでした。

清華亭は、開館中は警備員が一人常駐していますが、学芸員等を配置しているわけではなくて、カフェや物販といった機能もございませんので、活用状況としては地味な部類にはなるかと思いますが、そのことがかえってこういった需要の受け皿になっているということですので、この特徴は残していきたいと考えております。展示見直しの基本的な考え方としては、こういった現状の活用状況を踏まえて検討しておりますので、冒頭に御紹介させていただきました。

資料の21ページに戻っていただいて、説明を続けます。

21ページに記載している内容が、きょうの報告内容の大まかな項目です。

先に結論から申しますと、(1)現況評価を踏まえた展示物の改善。札幌市及び関係者が認識する課題をもとに「現状展示の見直し方針」を策定するというところで、①から③まで大きく考えております。

①解説および案内サイン不足箇所の解消。

②洋間の展示見直し変更。既存展示什器を撤去し、展示物を廊下に移動して掲示。模型は老朽化の為修繕・更新せずに代替展示を作成。

③和室の展示見直し変更。掛け軸の説明追加、芸術作品は洋室へ移動。

(2)として、新たな展示物の追加。関係者へのヒアリング結果を踏まえ、新たな展示物を計画。

①解説展示の追加。概要説明、建物の構造や特徴、庭園の案内、周辺情報、子供向けの説明などを軽量で移動可能な掲示物で作成。

②ガイドさんの知見を踏まえた解説リーフレットの作成。既存資料の「ようこそ清華亭」をリニューアル。希望者だけが手持ちで見られる配布方式の詳細解説、というふうに大きな項目をまとめております。

最初の(1)の現況評価を踏まえた展示物の改善に関わる部分として、次の22ページから24ページのところに書いているのですが、清華亭関係者として商工会議所の

ボランティアガイドの、後藤さんという方と、受付・警備を担当しているお二人、それと、先ほどの結婚式の前撮りの情報提供をいただいた有限会社ファンタスマ様、この三つのお立場の方に御意見を聞き取っております。

大きくは、(1) サイン及び展示について必要と感じるところ、(2) は見直しが必要と感じるところ(サイン以外) ということです。それと、23ページでは(3) 来館者への対応、(4) 施設利用者の観点から。24ページのほうで、(5) 類似施設のサイン等の展示。この大きく5つの項目で関係者にヒアリングをしております。時間も押しているのです、これは後々詳細を御覧いただければと思います。こういった方々のたくさんのお立場から御指摘をいただいて、それをもとに今回改善をするのに生かしているという中身になっています。

少しだけ触れさせていただきますが、例えば(1) のサイン及び展示について必要と感じるところとしては、一つ目の黒丸のところですね。敷地の中で一番大きいハルニレの木について、由来なども併せて説明する縦看板みたいなものがあつたほうがいいのかですとか、(2) の見直しが必要と感じるところ(サイン以外) でいうと、洋間の柵の前のガラスの間仕切りは外したほうがいいですとか、これは撤去する方向で対応方針としては考えていますが、洋間の解説什器がなくなるとすっきりしていいと思う、そういったような話も出てきています。

それと、取り上げていったほうがよい内容としては、24ページ、(5) 類似施設のサイン等の展示ということで、指定管理者の管理になっておりますが、旧永山邸及び旧三菱鉱業寮の指定管理者に御意見を聞いてみたのですけれども、当時の様子を体験できる空間展示というのは、来館者にも喜ばれていると。永山邸に、昔の電話室みたいな、今で言う公衆電話みたいなスペースが当時のまま残っていたりですとか、そういったものを指しているようです。

それと、サイネージの前でじっくり情報を読む人は余り見かけないと。結構な情報量のものを映像で出しているのですけれども、なかなか立ち止まって最初から最後まで見る人はいないというようなお話もありました。

それと、最後のほうに、植栽に関する説明、質問をされることが多いという話で、永山邸は公園の中にありますので、非常に樹種も多く、豊富な樹木があるので、「緑のガイドマップ」を作成して配布したということでした。これに関しては、対応方針として清華亭のほうでも植栽マップを作成しようと考えております。

詳細について、25ページ以降のところで説明させていただきますが、現状の展示の見直しが必要と判断した箇所について、現状と改善策を示しています。

見直しポイントを10項目に絞っていきまして、平面図にプロットしておりますので、こちらでちょっと大まかな位置関係のイメージをつかんでいただければと思います。

①開館・閉館の表示ですね。正門のところでは。

フェンスに沿って②というのが書かれていると思うのですけれども、入口誘導表示。



正門から中に入ってください、③-1と書いていますけれども、石碑解説。敷地の右側端のほうに行きまして、③-2、ハルニレ樹木解説。

④のところは玄関前。⑤は玄関に入ったところの表示の部分です。

⑥廊下の展示。中に入って、トイレの表示、⑦。⑧と⑨に関しては、洋室の中の展示。⑩は和室の中の展示というような形で大きく今回は検討しています。

26ページ以降がその詳細になりますが、①の開館・閉館表示、こちらに関しては、現状門扉が閉まっている状態のときだけ、この写真にちらっと白いA4サイズぐらいのものが張り付けてあるのが見えると思うのですけれども、こんな状態なので、門扉の開閉にかかわらず視認できる位置に表示を設置したいと思っています。

①の下の写真のほうに右側の門柱のさらにちょっと右に緑色の小さい四角が見えるかと思うのですけれども、このあたりにこういった開館中、閉館というのが差し込み式になっている、裏、表で入れ替えれるような、そんなもので考えております。

②は、入口誘導表示。敷地フェンスに沿ったものですが、現状ラミネートした紙をフェンスに張っているという状態なので、これに関しても、既存の道路内にある西7丁目沿いのものですか、公園の入り口、これが緑色のもので設置されていますので、この緑色で追っていけるような仕掛けとして、同じ緑色の表示をフェンスにつけてはどうかと考えております。ただ、これに関してはいろいろ御意見もあると思うので、ちょっと色のバリエーションも、白地に茶色ですか、青地に白といったような展開も提示させていただいています。

③の石碑解説表示ですが、こちらは明治天皇がお越しになったときにここで休まれたということの石碑になっているのですが、全く由来の解説がないので、こういったステンレスの自立式のサインみたいなものを少し近くに立ててはどうかと思っています。

似たような形のしつらえで、ハルニレ、敷地内で一番古いというハルニレのところにも解説をつけていくという考えでございます。

④については、現状この建物の顔と言える玄関の扉の両サイドに、こういった開館表示ですか、火器等持ち込み禁止というような表示が書かれている、仕様も全く統一感がないような形であるので、この内容を一枚に集約してしまっ、統一感を意識した緑色の同じ色調で一枚にまとめると。

次、28ページの⑤ですが、これは玄関に入った中の空間になっていまして、現状は普通の会議テーブルみたいな折り畳みのテーブルの上に受付記名帳ですか、筆記用具、記念スタンプ台が雑然と置かれ、コロナ関係の対策のポスターとかも後付けでばらばらと貼っているような状態になっています。ですので、こちらを統一感が出るように靴箱を置いて、その上に並べるような形で検討しております。

一番下の永山邸の実例をちょっと参考にしているのですが、その靴箱の上に表示関係はまとめてしまいまして、玄関の上がり框が45センチと高いため、この上り下りを楽にするような形で、展示とかサインとはまた別の観点になりますが、改修工事のいい機

会でもありますので、すのこを置いて、そこで靴を脱いで、段差を増やして上り下りができるような改善を考えています。

次、29ページの廊下の部分ですが、現状は玄関から入ってすぐに、スタンドサインというふうに書いていますけれども、一本足で立っている平面図のサインがごさいます。それと、サイドボードが隣に置かれていまして、ガラス張りの棚なのですけれども、この中に北海道遺産の認定書ですとか、北の造園遺産の認定書、さっぽろ文庫ですとかが保管されていて、問題点としては、廊下ということもあって狭いので、奥行きのあるこういったサイドボードは通路を狭くしているということがごさいますので、改善案としてスタンドサイン・サイドボードは撤去してしまう、撤去または移動する。壁面に、清華亭の概要・年表等を木軸複合板のパネルで作成して、吊ってしまうと。これをもって奥行きを出して見やすい空間をつくる。

内容は、現状で洋室に展示しているものを原稿としてそのまま活用しまして、若干見直しを加える必要があるとは思っていますが、日本語と英語の併記として、原稿のボリュームによっては、QRコードから英語版に飛ぶような展開が必要になるかなと思っております。

7番、30ページの案内サインですが、現状はトイレの位置を示す案内がないので、トイレの誘導をピクトグラムで、周囲のイメージを損なわないような小さめの表示で行おうと思っております。イメージは、これも永山邸の実例でございます。

これまでの審議会でも、清華亭の中だけでの統一感だけではなくて、時計台と豊平館と永山邸というような文化財同士でのサインの統一感みたいなものも御指摘いただいていたかと思うので、ここで活用して、例えば永山邸のようなもので統一するというのはいいい方向の改善かなとは思っております。

続いて、31ページ、洋間ですが、清華亭の解説と偕楽園の解説がメインの現状になっております。

展示の什器や模型展示、使用していない石油暖房が現状では置かれているので、混み合った感じになってしまっています。記念撮影する方は、出窓を背景にする方もいらっしゃるので、改善案としては、展示什器の内容を廊下の掲出パネルに思い切って移設してしましまして、什器は撤去。清華亭の懸額も解説がないので、額の解説スタンドパネルを製作して、記念撮影での映り込みに配慮して移動しやすいものという形で考えております。

32ページ、偕楽園の解説のほうですが、壁面パネルに当時の絵図が示されて、解説文が記載された展示什器と、老朽化した偕楽園の模型が設置されているのですけれども、この改善案としては、絵画と解説文の内容を合体させて、壁面に木軸複合板パネルで作成する。それと、戸袋前面のガラスフェンスは撤去しまして、パネルを見やすくする。そして、棚の上は活用してパンフレットとかを置けるようにと考えています。

偕楽園模型については、老朽化によって汚れ、破損が見られています。専門業者に補修

の可否について相談したのですが、模型製作から三、四十年たっている代物だというふう  
に言われていまして、木の表現をしている模型があるのですけれども、ウレタンで葉っぱ  
を表現していて、そのウレタンが剥がれてきている様子になっています。当時の制作方法  
から推測すると、のりの粘着性がなくなって全体的に劣化や剥落が起こり、補修は困難な  
状態です。基盤のベースとなるウレタンも風化の状態が見られる。仮に補修できたとし  
ても、数年後、短いスパンでまた別の場所が剥がれてしまうだろうと言われていま  
す。このような理由で補修は不可能と、新規での製作が必要と判断するとの御意見が模型の専門  
家から示されていました。

これを踏まえて、模型は撤去することとして、代替展示として、例えばですが、今は見  
ることのできない当時の清華亭のぬれ縁から見える景色、偕楽園が見えている状態ですけ  
れども、そんな絵を、CGなのか手書きの絵なのか未定ですが、何か再現したものを作っ  
て展示を試みるですとか、そういったことで考えております。

この再現図に関しては、例えば和室の縁側に設置して、それも手軽に動かせるように撮  
影の邪魔にならないような展示の仕方で考えております。

次に、33ページ、和室ですけれども、和室には床の間に掛け軸が掛けられていま  
し、その内容をコピー用紙の解説で置いてあるような状態になっています。

床わきの棚にはガラスの作品が置いてあり、これについては何の解説もないという状況  
です。

掛け軸に関しては、明治天皇がお詠みになった歌ではあるのですけれども、内容が清華  
亭と関連あるものではなくて、展示の是非を確認する必要があると考えております。

ガラスの作品、ヌプサムテムという名前の作品なのですけれども、これの展示する場所  
についても、この和室の棚の上がいいのかどうかというところは確認を進める必要がある  
と思っています。

改善案として、掛け軸の解説看板20センチ角ぐらいのものをスタンド状の看板にして  
掛け軸の横に配置する、これも手軽に動かせるように、撮影の邪魔にならないような仕組  
みのものにしたいと思っています。

作品には、ヌプサムテムというガラスの作品に関しては、洋室のほうにサイドボードを  
移設して、そのサイドボードの中に入れてしまっただろうかなと考えております。

34ページのほうに移っていただいて、ここからは新たな展示物の追加についての説明  
になりますが、展示物の追加については、関係者へのヒアリング結果を踏まえまして、現  
況の展示物に追加する形で新たな展示物メニューを計画しております。

展示方式は、パネル掲示だけにこだわらず、内容更新の容易さや軽量で移動可能など、  
フレキシブルな手法を取り入れたいと考えます。

現時点で具体化している案として、庭園の案内ガイドに関して、34ページのこちらに  
記載している内容を説明いたします。

清華亭には、エピソードとして、明治天皇がお休みにになった清華亭の出来栄えに満足さ

れて、とりわけ和室からかぎの手に眺望できる庭の美しさをめで、咲き競う花々を行在所である豊平館のほうに運ばせて観賞されたという逸話がございます。

また、北の造園遺産にもこの庭が認定されまして、敷地には多くの種類の木々が茂っており、訪れた観覧者からはどのような木々があるんだろうという質問も多いことから、それらを紹介する樹木マップを制作することとしました。持ち帰りができるパンフレットとして制作して、A4サイズぐらいのものを周辺情報も紹介する形で製作しようと思っています。

それと、子供向けの解説なのですけれども、34ページ、下半分のところですが、清華亭を訪れる来館者には、小学生、中学生、歴史学習等で見学に来られる方も多くて、子供を対象にした清華亭の解説シートを作成したいと考えています。あまり文化財に詳しくない方から多くの質問に上がるようなポイントをまとめて紹介するもので考えています。

当初、パネルですとか、タペストリーなど軽量で移動可能な掲示物を想定していましたが、展示室内に設置物が増えてしまうので、これは持ち帰りのパンフレットという形で基本的には考えています。

35ページの部分ですけれども、「ようこそ清華亭へ」という既存のリーフレットがございます。これをリニューアルしたいと考えています。

こちらは、展示ガイドのように分かりやすく清華亭の歴史を説明して、建物の見どころを紹介している資料なのですけれども、清華亭は外国人観光客も多く訪れる施設なので、多言語版を必要とする方々も多く、ガイド内容のブラッシュアップとともに、多言語化対応をしたものを制作するということです。

特にパンフレットですとか、館内展示では説明し切れていない部分の展示解説を、ボランティアガイドの知見を参考にしながら内容を構成していく予定です。

最後に、清華亭の既存リーフレットの画像を載せていますが、こちらもリニューアルを考えていまして、現在の日本語版、英語版のほかに中国語の繁体・簡体ですね。それと韓国、ロシアの作成を行う予定です。記載の内容は、既存のものを使用して、一部写真の更新やレイアウトの見直しを行っていくということです。

長くなってしまいましたが、以上が展示見直しの業務の計画となります。

○谷本会長 ありがとうございます。

【その2】清華亭展示物ほか計画検討及び実施設計業務の経過報告について、御説明をいただきました。

具体的なさまざまな計画を詳しく御説明いただきましたが、先生方のほうから、この計画についての御意見、御質問等ありましたら、いただければと思います。よろしく願います。

では、今井先生から。

○今井委員 いろいろ今、耐震改修工事に合わせて看板等いろいろ工夫されているなど思いました。

まず1点目、確認なのですけれども、22ページの樹木マップの作成というのが上がってきて、24ページには植栽マップを作成というのが出てくるのですが、これは別なものと理解していいのでしょうか。

○事務局（澁谷） 済みません、一緒です。失礼しました。

○今井委員 一緒なのですね。分かりました。

次に、最後に説明のあった36ページの既存のリニューアルのお話です。リニューアル後も紙ベースで作られるということなのですが、もうかなり観光客、市民含めてスマホとかの普及率は極めて高いものですから、今説明があったとおり、一部QRコードの活用や清華亭の解説のウェブとかホームページに飛んで、そこから見られるといった工夫なんかも考えていただければなと思いました。今、本当にスマホ以外にもタブレットなんかを持っている方も結構多いので、そういうものも活用して、実際にその場で見られるというのちょっと検討してほしいと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

田山先生、よろしくお願いします。

○田山委員 ちょっとわき道にそれた質問になります。私もそう理解していたのですが、25ページにある図のように清華亭の敷地はこれだけですか。もし、樹木マップをつくるにしても、当然ここの部分だけになりますね。

○事務局（澁谷） そうですね、フェンスに囲まれた範囲だけで。

○田山委員 前は道路ですし、駐車場は私有地で、偕楽公園は公園課。裏の公園はどこの所管ですか。

○事務局（澁谷） あれはみどりの管理課。

○田山委員 みどりの管理課ということは、一応札幌市のものなのですね。

○事務局（澁谷） 札幌市有の公園です。

○田山委員 これは提案にない中の話でしたので、議題から外れるかも知れません。これから文化財を保護していくときに、この狭いエリアの保存を考えるだけでも大変なことだと思います。清華亭の裏側の公園は崖のように窪んでいて、危なく、暗いところです。清華亭の北側も何かこの機会に整備できるといいですね。北7条通りから直ぐなのですが、南側の正面からしか行きようないのです。しかも道路からのアクセスが非常に悪いので、何とか、裏の北側から行くということはできないものではないでしょうか。今回の改修工事に直接は関係ないのですけれども、周辺環境と合わせて文化財も考えないとならないと思います。市の公園ということであれば、もしかしたら将来に検討いただけるかも知れませんね。

○事務局（澁谷） そうですね、長い目を見て、考えていかなければいけない部分だとは思いますが。

○田山委員 北側のスペースも活用できると、中にたくさん表示しなければならないもの

が、外側、北側に表示したりできるという可能性ができます。清華亭自体が趣のあるものなので、できるだけ外に表示できるといいと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

隣接した公園との連動、連携の側面ですね、こういう御指摘だったと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

照井先生、お願いします。

○照井委員 まず、サイン計画のほう、以前のお話を考慮していただいて、ほかとのコーディネートというのを大分考えていただいたのはいいかなというところです。

基本的に、展示の仕方とかの基本方針みたいところで、きょうの資料の文化財保護の在り方のA3の右下の一番文化財の評価項目の一例というところに、清華亭は意匠的に優秀なものということで評価すると。そうすると、何を見せるのかといったときに、やっぱり基本的には空間を見せるのだということを念頭に考えていくと、そもそも評価されているものを伝えるということに合致していくのではないかと。といいますか、この基本方針のもとに、今後また変わっていきますよね。その時に何が軸なのかということをおもんに知っていただいて、今後のことも考えていただくというのがあるといいのかなと。

それから、細かいことなのですが、お金のかからないことでね、29ページとか32ページのパネル化しますと。このパネルをどういう大きさで、どの位置に立てるかというのがポイントなわけですね。それだけで、当初この建物が美しく見えたり、だらしく見えたりという、それはその観点をもう一回立てれば圧倒的に違ってきて、それは全てのものがそういうふうになってきていると、入った人が、ぱっと来たときに、いい雰囲気なのか、雑然とした雰囲気なのかということをお分けることになる。それはお金がかからないことですよ。そういう観点で物の位置、配置を決めていくということだったらいいので、それをデレクションする人を入れるといいと思います。

○事務局（澁谷） 例えばそのパネル、パネル同士の高さをきちんとそろえるとか。

○照井委員 そろえるということは、必ずしもそろえればいいわけじゃないですね。ぱっと見たときに、ここがいいという適切な場所がある。そのことを判断できる、伝心できる人がいないとだめですよ。それ一度やってみれば、ちゃんとやってみると、ずらしたときにおかしく感じますよ。そうすると、どの人が見てもちょっとおかしいというのが分かるような、一回ちゃんとした位置に納めていくというところができる人がいるといいかなということですよ。

それから、この清華亭解説パネルをつくるときの素材ですね。この建物は、壁も建物自体が素材感のある建物となっているので、そこにキラキラしたようなものとか、そういうものが入ってくるととっても違和感を感じる。それから、時間的な劣化の度合いといいますか、そのバランスが悪くなるということなので、その素材感があるようなものでパネルをつくられると全体のバランスがよくなるのではないかと。

もう一つ、掛け軸ですけれども、これはもう本来は、床の間は掛け軸があつてお花が

あってというのが本来の姿ですよ、使っているときの。そういうことができるのだったら、掛け軸はほかのものがいいのかもしれないけれども、そういう姿で空間を感じてもらったほうが、より気持ちよく感じるだろうしということがあります。

僕、これ全然知らないのですけれども、ヌプサムテムっていうのが、そもそも僕は知らないのですね、失礼で申し訳ないですけれども。この建物に置いておくべきものなのかというのがちょっと分からないので、教えてほしいです。

○事務局（澁谷） 過去に、ヌプサムテムというガラスの芸術作品、オブジェなのですけども、特にこの清華亭敷地全体を使ったこの作家さんの展示が行われた、そういうふうに聞いていまして、そのときの記念として一つぜひ清華亭の建物の中にも飾ってくださいということで受け取っているものなのです。

○照井委員 そうした何か解説を、すてきな当時の絵みたいな、写真みたいなのがあったらいいかもしれないですね。

○事務局（澁谷） はい。なぜここにあるかが分かるように。

○照井委員 分かって、すてきなんだという。ポーズもすてきだし。

長くなって済みませんが、最後に、このリーフレット環境も含めて、これの統一感、ブランド構築をしていくということですね。何でもかんでもということではなくて、清華亭、もしくは札幌市の文化財ということ、関係するもの全てから同じ印象を受けるといようなことを考えていく、これがブランド構築になるので、子供向けだからこうだという、子供向けなのだけでも、やっぱり同じ印象を受けるデザインということはできますのでね、それを全て統一してやっていくということ。それにはやっぱりディレクターの必要性ね。そういうことができるし、そういうことをやっている人はちゃんといますから、そういう人に依頼されるといいと思います。

○事務局（澁谷） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

神先生、お願いします。

○神委員 細かいことなのですけども、スリッパは必要ですか。

○事務局（澁谷） 今のところ、まだ確定ではないのですけれども、そういうお声も聞こえているみたいで、検討しています。

○神委員 スリッパは何かすごく雑然として、不潔な感じがしますよね。だって一回一回拭くわけではないですよ。であれば、ちゃんとはだして入らないことにして、きれいな靴下で入る、畳の間とかあるわけですよ。畳の上をスリッパで歩けないでしょう。その前で脱ぐ。またそこでちゃんとスリッパは入口に入るときね、並べますよね。だから、見た目も何かあまり良くないし、そもそも何か清潔感ないので、スリッパはやめたほうがいいかなと思いました。

○事務局（澁谷） 貴重な御意見、ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

内山先生、どうでしょうか。

○内山委員 幾つかあります。申し訳ありません。

もしかしたらもう話題に出ていたり、説明にも入っていたかもしれませんが、まず説明に関してです。確かにたくさん文字が書かれているパネルの前はほとんどの人が素通りするのは、指定の博物館でもよくある状況だと思います。ただ一方で、歴史系の建物ですので、ある程度の説明はする必要もあるというところで、どうするかは難しいと思うのです。なので、景観もあまり乱したくないなら、現場での説明は、確かに端的に短くというのでいいのかと思うのですけれども、より詳しく知りたいという方も一部にはいらっしゃると思います。先ほどQRコードの話も出ていたので、それとも関連するのですが、博物館でも今情報端末の貸し出しなどというのは、多くの館でやられているものだと思いますが、そういった情報端末の導入というのは考えていらっしゃるでしょうか。また、その時博物館だと有料で貸し出すところが多いと思うのですが、有料というのはどうなのかなと思っています。実際に導入することになっていろいろと課題は多いかと思っています。あと、プラスして、もしかしたらもう既にあるのかもしれませんが、例えば目の悪い方への点字による解説などはどうなっているのでしょうか。障がいのある方への対応ということですね。その辺についてお伺いしたいと思いました。

○事務局（澁谷） ありがとうございます。

まず、一つ目の情報端末のほうですけれども、今のところ導入の考えはございませんでした。今で言うと豊平館がそういったもの、タブレットを貸し出しているのですが、やはりランニングコストとして、ソフトの入れ替えですとか、アップデートとかでかなり経費的に厳しいものがございます。それを補う意味でも配布できる紙の媒体のものを充実させて、持ち帰ることができるようにするとか、先ほどちょっと出ていたQRコードから、ホームページに飛ぶですとか、そういったところで補うことができればと思っています。

それともう一つ、目の悪い方への点字の対応ですけれども、ありがとうございます。この辺はあまり検討が及んでいないところでした。そのあたりも今回の今年度のこの実施設計の業務の中で、追加して考えられるかどうか、引き続き検討してみたいと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私から、一つだけちょっと、これも個人的に気づいたことですけれども、偕楽園の解説がありますよね。32ページのところですね。これはやっぱり偕楽園の中に清華亭があるわけですから、偕楽園の解説はあってしかるべきだと思います。

そのときに、先ほど田山先生もおっしゃっていましたが、偕楽園緑地が目の前にあって、そこに、サクシュコトニ川の跡があって、そのサクシュコトニ川の跡というのは河川敷なので現在も実は残っていて、私どもの北海道大学構内に続いているのですね。つまり



河川敷は私有地になれないから、そこだけ微妙に市有地になっていて。

そうすると、そのサクシュコトニ川の流域に偕楽園の敷地はあったわけですから、偕楽園の解説をすると、偕楽園や清華亭が設置される以前の、つまり開拓以前の歴史と接続することができるようになる。これは、やはり今先住民族の歴史などにも配慮すべきという社会状況になっておりますので、このあたりはぜひ、建物の歴史だけではなくて、その土地の歴史ですね。このところまでぜひ解説等で触れられると、まさに目の前にある偕楽園緑地、そこを流れていた川、それから、なぜそこにサケ・マスふ化場ができたのか、こういったところにも連続していく。そうすると、深みのある札幌の開拓以前の歴史からのつながり、これが連続して語るができると思いますので、造作を新たにつくるということではなくて、うまくこの解説だったりパンフレットだったりというところに組み込んでいただくと立体的になるのではないかなど、これは私の個人的な感想です。

何らかの御参考になればと思います。

○事務局（澁谷） ありがとうございます。

○谷本会長 最後、余計なことを申し上げましたが、ほかの先生方、何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうかね。

ちょっと時間、先ほど5時までに帰るというアナウンスが、きょうはノー残業デーなので大変申し訳ございません。市職員の方にお詫びを申し上げます。

では、これで議題のほうは終わりにしたいと思います。

このほか、何か事務局からございますでしょうか。

○事務局（宮村） まずは、内山先生のマイクの調整がうまくいかず、音声を聞いていただくことができませんで、申し訳ございませんでした。

○内山委員 こちらこそ申し訳ありません。ありがとうございます。

○事務局（宮村） 次回の審議会の予定なのですが、第3回の審議会は、事業の進捗状況にもよりますが、年が明けた1月下旬から2月中旬ぐらいに実施したいと考えております。詳細は後日連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

また、札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議要旨を作成し、出席された委員の内容確認の上、これを公開する旨定めてございます。会議要旨につきましては、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

ただいま会議要旨の作成と、それから委員による署名について事務局から説明がありました。

会議要旨の署名委員は、会長が指名することになっているということでございますので、本日の会議要旨の署名については、今井先生と神先生をお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」と発言する者あり)

ありがとうございます。

では、事務局は、後日会議要旨をお二人の委員にご確認いただいた上で、署名をいただくようにしてください。よろしく願いいたします。

### 3. 閉 会

○谷本会長 以上をもちまして、令和4年度第2回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。まことにありがとうございました。

これで終わりにしたいと思います。お疲れさまでございました。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和4年12月9日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 今井 啓二

署名人 神 峯子